企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただく企業の皆様へ

企業版ふるさと納税 活用ガイド

沖縄県 社会課題解決型クラウドファンディング活用事業（商工労働部 産業政策課）

本制度ガイドの
PDFはこちら→

実質負担「約1割」で、沖縄の社会課題解決を応援する。

国が認定した地方創生プロジェクトに企業が寄附すると、法人関係税の税額控除等が受けられる国の制度です。

1 企業版ふるさと納税 3つのポイント

ポイント1

実質負担は「約1割」

寄附額の最大約9割が法人関係税から軽減されます。1,000万円の寄附なら、企業の実質的な持ち出しは約100万円です。※要件・上限あり

ポイント2

寄附先の事業を指定できる

沖縄県の企業版ふるさと納税には多くの対象事業があり、**手数料は一切かからず、寄附額の全額がプロジェクトのために使われます。**

ポイント3

社会貢献の実績として発信できる

県HPでの企業名紹介や感謝状のほか、統合報告書・サステナビリティレポート等で成果を発信できます。沖縄との新たなパートナーシップのきっかけにも。

2 「最大約9割軽減」の仕組み

寄附額を100とした場合の内訳（法人住民税・法人税・法人事業税）

損金算入による軽減	①法人住民税＋②法人税	③法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割
通常の寄附でも適用される軽減	企業版ふるさと納税による税額控除（最大6割）		

①法人住民税	寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
②法人税	①で4割に達しない場合、その残額を控除（寄附額の1割・法人税額の5%が上限）
③法人事業税	寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※各控除には上限があるため、実際の軽減額は御社の税額規模により異なります。税額が小さい場合は9割に達しないことがあります。控除は寄附した事業年度限りで、翌年度への繰越はできません。個別の試算は税理士等にご確認ください。

3 対象となる企業と、寄附の条件

対象企業	**沖縄県外に本社のある青色申告法人** 本社＝地方税法上の「主たる事務所又は事業所」。県内に支店等があっても本社が県外なら対象
寄附額	**1回 10万円以上（手数料なし・全額がプロジェクトに）** 上限は寄附先プロジェクトの事業費の範囲内。複数回・複数プロジェクトへの寄附も可
控除の時期	**寄附金を納付した日の属する事業年度** 決算日までに納付を完了させる必要があります。手続きに1〜2か月見込んでご相談ください
制度期限	**令和9年度まで（2028年3月31日）** 令和6年度税制改正で3年延長。以降は未定
見返り	**返礼品はありません** 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止。企業名の紹介・感謝状・銘板等は可

本資料は、沖縄県「社会課題解決型クラウドファンディング活用事業」の認定プロジェクトへの寄附をご検討いただくための概要資料です。制度の詳細は内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」および沖縄県企画調整課のページ（裏面QR）をご確認ください。

内閣府 企業版ふるさと納税ポータルサイト：https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html
沖縄県 企画調整課 企業版ふるさと納税ページ：https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014155/1014165.html

本ガイドでご紹介する、認定3プロジェクトと寄附手続きの流れ

1 今年度の認定事業者・プロジェクト※全体の寄付対象の一部です

01 株式会社FROGS

アントレプレナーシップ養成

挑戦が次の挑戦者を育てる ～沖縄発！アントレプレナーシップ・エコシステム形成プロジェクト～

交通費・離島・情報格差などにより挑戦の機会へアクセスしにくい子どもたちへ、アントレプレナーシップを学ぶ機会を届けます。

02 テックベジタス株式会社

ソーシャル・スタートアップ成長支援

寄附を活用して農家・食支援・企業をつなぐ新しい仕組みを育てたい

規格外・余剰農産物と子ども食堂・フードバンク、社会貢献したい企業をつなぎ、食品ロス削減・農家・子ども支援を持続可能な形へ。

03 株式会社ナラティブ

ソーシャル・スタートアップ成長支援

演劇の力で、次の世代に平和な社会をつないでいく ～「ピースシアター」ロングラン公演～

沖縄戦を題材とした平和劇を、演劇＋ワークショップによる「ピースシアター」として展開し、持続的な平和学習の場を広げます。

※プロジェクトごとのQRは、「個人版ふるさと納税」のページです。プロジェクトの詳細はご確認いただけますが、企業版ふるさと納税の場合は寄付手続きが異なります。
詳しくは下記「❷寄附手続きの流れと、スケジュールの目安」をご確認ください。

2 寄附手続きの流れと、スケジュールの目安

	手続きの内容	タイミング・所要期間の目安
1	企業→県 **寄附手続事前確認シートを提出** 青色申告・本社所在地・寄附対象プロジェクト・寄附額・納付希望時期などを記入し、メールで沖縄県（企画調整課）へ送付します。	**スタート** 決算月の2～3か月前までを目安に。シートは県HPから入手できます（右下QR）。
2	県↔企業 **寄附に向けた事前相談** 県担当者から連絡があり、対象要件（県外本社・青色申告等）や寄附内容をメール等で確認します。	**数日～1週間程度** シート提出後、県担当者から連絡。やり取りは主にメールで、オンライン面談等は原則不要です。
3	企業→県 **寄附申出書を提出** 事前相談で寄附内容が固まったら、県から案内される様式（寄附申出書）に記入して提出します。	**社内手続き次第** 寄附額・時期の社内決裁が必要な場合は、あらかじめ見込んでおくとスムーズです。
4	県→企業 **納入通知書の送付** 申出書の内容をもとに、県から納入通知書（納付書）等が送付されます。	**1～2週間程度** 申出書の受理後、1～2週間程度で郵送されます。
5	企業→県 **寄附金を納付** 納入通知書に記載の方法・期限で納付します。銀行振込を希望する場合は事前にご相談ください。	**納期限内に納付** 税額控除は「納付日の属する事業年度」に適用されます。決算日までに納付を完了してください。
6	県→企業 **受領証の送付** 県が入金を確認後、寄附金受領証（税申告で使用）が郵送されます。ここで寄附手続きは完了です。	**2～3週間程度** 入金確認後、2～3週間程度で郵送されます。受領証は税申告まで大切に保管してください。

合計の目安：事前確認シート提出 → 受領証受領まで 概ね1～2か月です。決算月から逆算し、余裕をもってご相談ください　※各期間は目安です。

寄附後の手続き（ご参考）　**STEP 7：**法人関係税の申告（受領証の写しを添付）　→　**STEP 8：**税額控除等の適用

法人税：申告書別表六「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書」で申告（様式は国税庁HP、下欄URL③）。
法人住民税・法人事業税：本社所在地の都道府県・市町村の税務担当課へ申告。詳細は顧問税理士にご確認ください。

沖縄の社会課題解決に、企業として参加しませんか？

沖縄県の企業版ふるさと納税制度については「沖縄県ふるさと納税制度の詳細・事前確認シート」（左QR）を、本ガイド記載の3つのプロジェクトの詳細は、沖縄県 商工労働部 産業政策課のページ（右QR）をご覧ください。

沖縄県ふるさと納税制度の詳細
事前確認シート

認定プロジェクト
の詳細

掲載URL（QRが読み取れない場合はこちら）

① 制度の詳細・事前確認シートのダウンロード（沖縄県 企画調整課） https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014155/1014165.html
※事前確認シートのダウンロードはページ下部
② 認定プロジェクトの詳細（沖縄県 産業政策課） https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025067/1037594/1040186.html
③ 法人税申告書 別表一覧（国税庁） https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/jitiran2026/01.htm
④ 制度全体（内閣府 企業版ふるさと納税ポータルサイト） https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html